

65歳以上の皆さんへ 平成20年度の介護保険料をお知らせします

■65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

介護保険料は、地域で必要となるサービス量や65歳以上の人数に応じて、3年ごとに基準額を見直しています。

五條市の平成18～20年度の基準額は、年額50,400円(月額4,200円)で、保険料は基準額(第4段階)をもとに所得によって第1～6段階に分かれます。

各段階の対象者と保険料(年額)は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50 25,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.66 33,260円
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75 37,800円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	基準額×1.00 50,400円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25 63,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50 75,600円

■保険料の納めかた

受給している年金額等によって2種類の納め方があります。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)から適用されます。

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料を差し引いて年金が支給されます。

※年度途中で65歳になった人や他市町村から転入した人は、すぐに特別徴収ができませんので、一時的に普通徴収となります。

※今年の4月または6月から特別徴収で仮徴収することになった人には、8月までの保険料額のみお知らせしていますが、7月の本算定後に本年度の保険料年額をお知らせします。

年金が年額18万円未満の人など

普通徴収

介護福祉課から送付される納付書で、個別に保険料を納めます(年8回)。

※五條市指定の金融機関、市役所介護福祉課・各支所窓口で納付できます。また、口座振替でも納付できますので、保険料の納付書、預金通帳、通帳の届け出印を持参のうえ、市役所介護福祉課、各支所の窓口または五條市指定金融機関に申し込んでください。

介護保険料の詳細は7月中旬に個別郵送で案内します。

■問合せ先 介護福祉課介護保険係 ㊦(内線291、294)